

令和5年第1回都市経済常任委員会会議録

1. 日 時 令和5年3月1日(水)
2. 場 所 白井市役所 東庁舎4階 議場
3. 議 題
 - (1) 議案第13号 白井市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - (2) 議案第14号 白井市道路線の認定及び廃止について
 - (3) 議案第15号 令和4年度白井市一般会計補正予算(第12号)のうち都市経済常任委員会が所掌する科目について
 - (4) 閉会中の継続調査について
4. 出席委員 秋谷公臣委員長・植村博副委員長
血脇敏行委員・竹内陽子委員
柴田圭子委員・中川勝敏委員
岩田典之議長
5. 欠席委員 なし
6. 説明のための出席者
執行部
市 長 笠井喜久雄
市民環境経済部長 岡田光一
都市建設部長 高石和明
市民活動支援課長 内藤篤司
環境課長 竹田忠夫
産業振興課長 金井勉
都市計画課長 小島健太郎
道路課長 鈴木教之
建築宅地課長 藤川敦史
7. 会議の経過 別紙のとおり
8. 議会事務局 議会事務局長 永井康弘
係 長 今井好美
主 事 伊藤昌枝

委員長の挨拶

○永井康弘議会事務局長 定刻となりましたので、始めさせていただきます。

まず、会議に先立ちまして、秋谷委員長より御挨拶をお願いいたします。

○秋谷公臣委員長 改めまして、おはようございます。今日から3月1日、もうすっかり春の始まりになると思いますけれども、この委員のメンバーでの常任委員会の開催は、私は今日が最後だと思います。

今日、慎重審議はもちろんなんですけれども、委員会の運営に際しましては、皆様の御協力をいただきたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

○永井康弘議会事務局長 ありがとうございます。

続きまして、会議に御出席いただきました笠井市長より御挨拶をお願いいたします。

○笠井喜久雄市長 皆さん、おはようございます。本日の都市経済常任委員会では、議案第13号、議案第14号、議案第15号のうち都市経済常任委員会が所掌する科目の3議案について審議をお願いするものでございます。委員の皆様方には、深い御理解と慎重なる審議を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。どうかよろしくをお願いいたします。

○永井康弘議会事務局長 ありがとうございます。

笠井市長におかれましては、この後、公務のため退席とさせていただきます。

[市長退席]

○永井康弘議会事務局長 それでは、委員会会議につき、議事等につきましては秋谷委員長をお願いいたします。

会議の経過

開会 午前10時00分

○秋谷公臣委員長 ただいまの出席委員は6名でございます。委員会条例第16条の規定により定足数に達しておりますので、都市経済常任委員会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付の日程表のとおりでございます。

皆様に申し上げます。マスク着用での発言に際しましては、マイクによる音声認識に配慮の上、明瞭に発声してください。

また、発言は挙手の上、指名に基づいて行ってください。

なお、感染症対策の一環として、説明員の皆さんの離席及び途中退席を許可します。

では、これから日程に入ります。

(1) 議案第13号 白井市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○秋谷公臣委員長 日程第1、議案第13号 白井市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案内容については、既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

質疑はございますか。

植村副委員長。

○植村 博副委員長 それでは、ちょっと質問させていただきます。地区の計画が変更になって、新旧対照表を見てみたんですけども、書いてあることが削除されていたというような感じで、こういう部門は苦手なんですけれども、要はなぜ改正する必要があったのかということ、この条例の目的ですね。それについて伺いたいと思います。

○秋谷公臣委員長 藤川建築宅地課長。

○藤川敦史建築宅地課長 お答えいたします。地区計画については、地区レベルの詳細なまちづくりの計画となります。地区計画区域内の建築行為については、都市計画法に基づく届出を行う必要があります。さらにこういった建築基準法の制限として条例化することにより、いわゆる建築確認における審査項目とすることが可能となりまして、地区計画の内容の実現をより確実に担保することが目的となり、可能となります。

以上です。

○秋谷公臣委員長 植村副委員長。

○植村 博副委員長 そうすると、建築基準法で制限をしっかりと整えていくということになるのかなと思うんですけども、分かりにくいので、もう少し分かりやすく説明していただけますか。

○秋谷公臣委員長 藤川建築宅地課長。

○藤川敦史建築宅地課長 お答えします。今回の条例改正に当っては、まず令和4年7月に、用途地域が第1種中高層住居専用地域から第1種低層住居専用地域に、また高度地区が第2種高度地区から指定なしに、池の上一丁目地区地区整備計画の変更が都市計画決定されました。これを受けまして、今まで第1種中高層住居専用地域として厳しいほうから3番目の用途地域の規制をかけていたところを、さらに地区計画で一番厳しい用途地域の規制である第1種低層住居専用地域並みに地区計画と制限条例で絞っていたと、厳しくしていた地域となります。それが都市計画決定を受けて法律上、建築基準法上、一番厳しいとされる第1種低層住居専用地域に変わりましたことから、制限条例が役割を終えて、関わっていた項目について削除させていただくということになります。

以上です。

○秋谷公臣委員長 植村副委員長。

○植村 博副委員長 そうすると地区計画というのが一番厳しくて、それが今回きちんと法律で決まっている建築基準法、それを適用することになったということで、若干軟らかくなったという解釈でいいのでしょうか。

○秋谷公臣委員長 藤川建築宅地課長。

○藤川敦史建築宅地課長 お答えします。制限自体は、今までの地区計画をベースにしたものと同じ状況です。今まで制限条例の力を借りて同じ制限をしていたものが、制限条例の力の一部を排除しても法律で補完できるようになったので、制限自体は変わることはないと考えています。

○秋谷公臣委員長 植村副委員長。

○植村 博副委員長 今お聞きしたので分かるんですけども、あと、これは直接この質問にふさわしいかどうか分からないんですけども、今白井市も高齢化になってきていて、確かに良好な住環境を維持するということは分かるんですけども、逆にこれから高齢化になって、例えば今コンビニでマイナンバーカードでいろんなものが取れたりとかするようになってきていますよね。そういうときに、これからお年寄りが住む良好な住環境ではあるけれども、不便になってくるような、ちょっと便利な何かができにくくなるとか、その辺は何とかなるものなんではないでしょうか。すみません。質問としてよくないと思うんですけども。

○秋谷公臣委員長 小島都市計画課長。

○小島健太郎都市計画課長 住環境の関係ですので、都市計画課からお答えさせていただこうかと思えます。まず、今回地区計画の変更を行った区域としましては、池の上のもとと聖仁会病院が建っていたところと、あと教職員住宅があったところになります。従前は病院などが建っておりましたので、用途地域が第1種中高層住居専用地域というある程度高さのあるような建物も建てられるようなところだったんですが、周辺が第1種低層住居専用地域ということで、低層の住宅地になりますので、地区計画で高層の建物が建つ可能性を排除したようなところになります。

その後、周辺と同様に第1種低層住居専用地域並みの戸建て住宅の開発が完了しましたので、用途も合わせて第1種低層住居専用地域に変更したようなところになりますので、お店とかというところになりますと、用途指定されているところがございますので、そういったところで用途に適したものを造っていくというところで考えております。

以上です。

○秋谷公臣委員長 竹内委員。

○竹内陽子委員 今のところですけども、たしかここに病院が建っていて、それから教職員住宅もあり、建物を壊す、病院は移動するということに、地区住民の方と話し合いを随分したと思うんです。それで今回この戸建てができたと思うんですが、もう大分たちますよね。今この条例を変えるに至ったという、この期間というのは、都市計画を変えるというのは、どうしてこのように時間がかかるのか。話し合いのときに全てそういう制限をかけて戸建てを造るんだということで決まっていたと思うん

ですが、大分期間がたってからという、この期間というのはどのように理解したらいいんですか。

○秋谷公臣委員長 小島都市計画課長。

○小島健太郎都市計画課長 お答えします。竹内委員おっしゃられるように、病院の解体ですとか、教職員住宅の解体のときにおっしゃられていたようなお話もございまして、それですので、用途の変更はあまり頻繁に行うものでもないので、まずは地区計画で第1種低層住居専用地域並みの制限をかけて、戸建て住宅の開発の誘導を行ったところになります。その後にはほかの地区の用途変更と併せまして、開発も完了しておりましたので、先ほど藤川課長からも御説明がありましたが、令和4年7月に用途変更を行ったところになります。ですので、そこまでは地区計画で誘導してきたというところになります。

以上です。

○秋谷公臣委員長 ほかに質疑はございますか。

中川委員。

○中川勝敏委員 質問させていただきます。私は、今話題になった教員住宅とか、その目の前の団地に住んでおりますので、非常に身近に感じておりますが、さらに身近に感じている問題といえば、このデータセンターができる場所は、なし畑で、その間市民に農地の貸出しなんかもやっておりました、野菜づくりの。私もそれに参加して。

○秋谷公臣委員長 中川委員、この13号議案のことについて。

○中川勝敏委員 13号議案はデータセンターのやつですよ。

○秋谷公臣委員長 申し訳ないけれども、違うんです。

ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○秋谷公臣委員長 質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。賛否を表明した後に理由を述べてください。

初めに、反対討論はございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○秋谷公臣委員長 次に、賛成討論はございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○秋谷公臣委員長 討論はないものと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第13号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○秋谷公臣委員長 起立多数です。

したがって、当常任委員会に付託された議案第13号は原案のとおり可決されました。

(2) 議案第14号 白井市道路線の認定及び廃止について

○秋谷公臣委員長 日程第2、議案第14号 白井市道路線の認定及び廃止についてを議題といたします。

議案内容については、既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

質疑はございますか。

血脇委員。

○血脇敏行委員 市道路線の認定と廃止ということなんですけれども、認定、廃止の部分で1路線が廃止されて、それが今度5路線として認定されるということなんですけれども、1路線から5路線に同じ路線を変えることによるメリットというか、どういうあれでこれが一度廃止されて、その後分割されて5路線になるのか、メリットをお伺いいたします。

○秋谷公臣委員長 鈴木道路課長。

○鈴木教之道路課長 お答えいたします。市道5路線という話なんですけれども、1路線を廃止して新たに市道認定されたのが4路線になります。福祉センターのところはまた別のところなので、4路線についてお答えさせていただきます。

市道15-003号線を廃止して、その後に4路線に分けて認定することについては、議案第14号の御説明の中で資料1の9ページ及び10ページを御覧になって確認していただいたところなんですけど、改めて資料1の10ページの右側、認定路線図の参考図を御覧ください。赤の点線で円形に囲まれたところが交差点を表しています。左下から右上に向かって一番左側が5号交差点、真ん中の福祉センター前が6号交差点、そして桜台小学校の前が7号交差点となります。市道15-003号線については、既に認定しておりましたが、清戸地先の県道千葉ニュータウン北環状線関連の市道整備に伴い、新たに交差点が3か所、南西側から5号、6号及び7号交差点として設けられたため、交差点から次の交差点までを起点、終点とした4路線に分割して認定するものでございます。

左下から認定路線ごと詳細に説明いたしますと、黄色で示した市道15-003号線については、北環状線から市道00-012号線までの交差点間で1路線としております。次に、北環状線北側の3路線については、緑色で示した市道15-012号線は、起点が北環状線との交差点から、終点が青色で示した市道15-013号線に交差して接続している路線であります。次に、青色で示した市道15-013号線は、起点が船橋カントリークラブ前の交差点から、終点が桜台小学校角の交差点となる起点、終点共に北環状線に接続する路線であります。最後に、桃色で示した市道15-014号線は、起点が青色で示した市道15-013号線との交差部から、終点が行き止まりとなる路線となります。それぞれ起点、終点が異なる3路線となっております。路線認定するに当たっては、交差点が北環状線の交差点に関連して、新たに交通安全上規制を伴う交差点という形で認定しているところでございます。

以上です。

○秋谷公臣委員長 血脇委員。

○血脇敏行委員 失礼しました。003、012、013、014という4路線ということで、承知いたしました。

今御説明の中でこれを分割することによる良い部分というか、メリットというか、その辺は私が聞き漏らしたのか、あれなんですけれども、分割することによってどういうあれがあるのかお尋ねさせていただきます。

○秋谷公臣委員長 鈴木道路課長。

○鈴木教之道路課長 分割に伴うものは、先ほど申し上げましたように、交差点ができます。ですので、交差点ごとにまず路線を認定、決めるものでございます。分割することによって交差点ごとの形状をちゃんと県の交通規制課と協議していますので、道路形態について交通安全上考慮した形になります。

以上です。

○秋谷公臣委員長 血脇委員。

○血脇敏行委員 交差点間隔で路線を分割で認定されていると、これはもちろん警察とのいろいろな協議を今後いろいろ進めていくんでしょうけれども、整備していく上で。交通安全上ですとか、そういうところのメリットが今後大きいというような理解でよろしいでしょうか。

○秋谷公臣委員長 鈴木道路課長。

○鈴木教之道路課長 委員のおっしゃるとおりでございます。

○秋谷公臣委員長 竹内委員。

○竹内陽子委員 今のところでお尋ねします。信号が3つ、交差点が3つついて、真ん中にある老人福祉センターのところは、現在ロータリーになっていますね。そのところと船橋カントリーを利用する外部のお客さんも多いと思うんですが、こここのところのつながりというのは、どういう状況になるんですか、具体的に。

○秋谷公臣委員長 鈴木道路課長。

○鈴木教之道路課長 お答えいたします。委員のおっしゃっている路線については、市道1-015号線になります。こちらは認定するに当たりましては、北環状線が完成形で4車線、今2車線なんですけれども、4車線で供用開始した際、引き続き中央分離帯を設けずに交差点の形態を維持するため、福祉センター敷地内に設けた回転路の認定をするものでございます。

以上です。

○秋谷公臣委員長 竹内委員。

○竹内陽子委員 そうしますと非常に細かいことで恐縮なんですけれども、この図面ですと、老人福祉センターの三角になっているところが市道という形になるわけですよね。そうしますと白井市の公共施設の老人福祉センターというところの在り方として、面積も変わってくる、そういう手続も出て

くるんでしょうか。

○秋谷公臣委員長 鈴木道路課長。

○鈴木教之道路課長 今回認定しておりますけれども、道路部分として筆を切っておりませんので、敷地面積というのは変わらない形になります。あくまで敷地ということで、その底地は。ですので、もともとあった福祉センターの用地の面積があると思うんですけれども、そちらについては道路ができたことによって変わらないという形になります。

○秋谷公臣委員長 竹内委員。

○竹内陽子委員 市道は市道ということで、課長、聞いていますか。今回いろいろ赤道を認定するに当たって、それは市道ということで、いろいろな面で法律上は保証されていることがあるわけですよ、市道によって。例えばトラブルが出ても、それは保険でカバーするとか、そういうような事情があって市道に認定するわけですから、ここに入っているロータリーというのは、あくまでも老人福祉センターの敷地なんですよ。それはやはり市道は市道、老人福祉センターの面積は、そこから市道に持っていかれるわけですから、その対処はちゃんとしておかないとまずいんじゃないんですか。

○秋谷公臣委員長 鈴木道路課長。

○鈴木教之道路課長 公共施設マネジメント課と一応協議した上で、今の状態、底地を道路としないという形にはしています。所管替えはしておりません。

○秋谷公臣委員長 高石都市建設部長。

○高石和明都市建設部長 私からも、完全にまだ煮詰まっていないところではあるんですが、1つは、今、道路課長が説明していたのは、もともと市の土地で白井市が持っている土地だから、土地の移動自体は、それは道路であろうと福祉センターであろうと変わりませんよという御説明をさせていただきました。ただ、用途が違ってくるので、そこはどうなんだろうという御質問だと思います。今確認したところ、煮詰まっていらないようなんですけれども、そこを道路法上の道路にして行政財産ですよ。福祉センターの行政財産の面積を調整するかどうかは、まだ決まっていらないのが正直なところですよ。

例としては、兼用工作物という方法があります。ですので、その辺も1つの選択肢になろうかとは思いますが、よくあるのが、河川上の土手と公園とを兼用させたりとか、あるいは道路と兼用させたりというのは結構あるので、その辺は内容を確認して今後進めていきたいと思えます。

以上です。

○秋谷公臣委員長 植村副委員長。

○植村 博副委員長 今、竹内委員からも赤道の認定というお話がありましたけれども、これは昨年の委員会でも、たしか同じぐらいの数を認定したと思うんですね。前回と合わせてどれぐらいの数になって、総延長でどれぐらいになるのかというのを念のために伺いたいと思えます。

○秋谷公臣委員長 鈴木道路課長。

○鈴木教之道路課長 お答えいたします。法定外公共物になる赤道の市道認定について、令和3年度は81路線、延長約15キロメートルを市道認定しております。令和4年度につきましては、議案第14号でお示しておりますとおり78路線、延長にして約15キロメートルを認定するものであります。本議会にて市道路線の認定の議決をいただきますと、令和3年度と令和4年度の認定数を合わせると合計で159路線、延長は約30キロメートルになるところであります。

以上です。

○秋谷公臣委員長 植村副委員長。

○植村 博副委員長 たしか最初に聞いたときには、もっと赤道の認定の基になる数があったような気がするんですけども、今回も漏れてしまった赤道についてどう取り扱っていくのか、この先。それを伺いたいと思います。

○秋谷公臣委員長 鈴木道路課長。

○鈴木教之道路課長 お答えいたします。認定条件から外された法定外公共物の赤道については、これまでどおり法定外道路として取り扱い、維持管理を行ってまいります。また、現況調査の結果、草木が生い茂り、現況道路の位置や利用形態が確認できない道路もございます。法定外道路については、地元の皆さんに御意見を伺いながら、取扱いについて調査検討を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○秋谷公臣委員長 ほかに質疑はございますか。

柴田委員。

○柴田圭子委員 今のところなんですけれども、交付税措置がされるから認定を急いでやったというところだったと思います。今回の78路線を認定することで、交付税措置はどのくらいになって、いつから入るようになるのでしょうか。

○秋谷公臣委員長 鈴木道路課長。

○鈴木教之道路課長 お答えいたします。今回の道路認定は全部で市道分も合わせると83路線になります。令和6年度から約820万円程度の交付税の増額が見込めます。

以上です。

○秋谷公臣委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 参考までに。昨年度認定した部分は交付税は、今令和6年度から入るということは、1年前倒して令和5年度、次年度から交付税が入ってくるということになると思いますけれども、その金額がどのくらいでしょうか。

○秋谷公臣委員長 鈴木道路課長。

○鈴木教之道路課長 令和5年度から入る交付税のことだと思うんですけども、令和5年度から入る交付税につきましては、昨年度に認定した対象の路線になります。来年度からは約780万円の増額が見込めます。

○秋谷公臣委員長 ほかに質疑はございますか。

竹内委員。

○竹内陽子委員 赤道の道路のところに住宅があるようなところはございますか。

○秋谷公臣委員長 鈴木道路課長。

○鈴木教之道路課長 もちろん、全ての路線じゃないんですけども、ございます。

○秋谷公臣委員長 竹内委員。

○竹内陽子委員 これが市道になったと、市道は市道だから、これは市民として……。

○秋谷公臣委員長 すみません。質問を続けていいですか。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時33分

再開 午前10時34分

○秋谷公臣委員長 再開いたします。

じゃ、回答から。

鈴木道路課長。

○鈴木教之道路課長 竹内委員、すみません。質問をもう一度、申し訳ありません。お願いいたします。

○秋谷公臣委員長 竹内委員。

○竹内陽子委員 赤道の認定は、大体農道とか、そういうところを私どもも常任委員会の中で車で回ってみました。ほとんどあぜ道のようなところだったり、いろいろありますけれども、万が一赤道の、縁ではなくて、ちょっと奥まったところに建物があるとか、そういう位置になっているものはございますかと、まず聞きました。

○秋谷公臣委員長 鈴木道路課長。

○鈴木教之道路課長 今回認定するところについては、家にかかって認定するところはございません。

○秋谷公臣委員長 竹内委員。

○竹内陽子委員 かかってというんじゃなくて、認定する道路の、かかるとか、かからないの問題じゃないんです。その奥まったところでも、住宅なり倉庫なり何かがあるような赤道ってございますかって聞いているんです。

○秋谷公臣委員長 鈴木道路課長。

○鈴木教之道路課長 赤道の沿道には家が存在しているところはあります。

以上です。

○秋谷公臣委員長 竹内委員。

○竹内陽子委員 分かりました。そうすると、これが市道になったぞということで、市民は、じゃ、立派な市道もあるけれども、赤道も市道に認定されたと、これはうれしいのかどうなのか私は分かりませんが、じゃ、奥まった、うちの倉庫から車で出るときには、これは市道になったんだから、市道として直してもらえないかなというような市民としての要望が出てきたときは、どのような対応をしていくんでしょうか。

○秋谷公臣委員長 鈴木道路課長。

○鈴木教之道路課長 今回認定するところは、現況が道路ということで、もちろん認定基準に沿うものでございます。ですので、通行とかしている場合、砂利道とかがあるんですけども、今までどおり利用する方がいらっしゃれば、砂利道がぼこぼこなっているとかということで、砂利補修ということで要望がございまして、今までどおり要望に対しては対応していく考えであります。

○秋谷公臣委員長 竹内委員。

○竹内陽子委員 ということお話が出ましたけれども、砂利なり、人間というのは、だんだん欲が深くなってきますから、砂利はありがたいな、でも、これは沈んでしまう。あっちの市道は狭くてもちゃんと舗装されている、こういうように市民が見ていくと、やはりこれは舗装してもらいたいなという気持ちになってきた場合、あるいはそこに何軒があつて、奥のほうに何人かの市民たちが共同で市に申出があつた場合、今後どういう対応をしていこうというお考えなんでしょうか。

○秋谷公臣委員長 鈴木道路課長。

○鈴木教之道路課長 今回認定、赤道を、主に砂利道が多いんですけども、認定されますと、砂利道舗装整備要綱というのを今年7月に作成しておりますので、その中で整備の対象の中に幾つか項目があるんですけども、そちらの中で対象の項目をクリアすれば、砂利道を舗装していくような形では取れます。

以上です。

○秋谷公臣委員長 竹内委員。

○竹内陽子委員 地方交付税の算定の中に幾らという金額を課長からお答えいただきましたけれども、例えばそういう要望が次年度出てきた場合には、地方交付税の今度算定にも入れて要望していくような形になるんですか。それともそれはできないと。ごめんなさい。地方交付税で算定はされるけれども、道路の要望として、それをまた別の形で、道路の修繕という形で県、国なりに道路の修理というんですか。補修というんですか。そういうことで要求していくということは今までもありましたよね。そういう形に持っていけるんでしょうか。

○秋谷公臣委員長 鈴木道路課長。

○鈴木教之道路課長 今舗装修繕で補助金をもらってやっているところがあるんですけども、今回の赤道の要望があつて舗装するについては、国・県の補助金を活用しないで市の単独費で実施していく考えであります。

以上です。

○秋谷公臣委員長 竹内委員。

○竹内陽子委員 今回の回答をもう一度、最後のところ。市ですか。

○秋谷公臣委員長 鈴木道路課長。

○鈴木教之道路課長 国・県の補助金を使わないで市の一般財源で対応していきます。

○秋谷公臣委員長 竹内委員。

○竹内陽子委員 そうしますと赤道が認定されて、これはいいことだと思うんですけども、ある意味で交付税の算定はされても、今度それを維持していくのに一般財源を使っていくとなると、この辺はどう考えたらいいんでしょうね。認定されることと現実的な修理の問題というのは、やはり相殺するとかかなり大変なことになってくるんでしょうか。どうなんですか。その考え方というか。

○秋谷公臣委員長 鈴木道路課長。

○鈴木教之道路課長 交付税措置なんですけれども、こちらは全て道路に使えるとは限りませんので、それで費用についても、先ほど申し上げましたように、主に砂利道の補修が多いです。そちらについては、今までどおり砂利道補修がありますので、年間業務がありますので、そちらの中で対応していくものと考えております。

以上です。

○秋谷公臣委員長 ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○秋谷公臣委員長 質疑はないものと認めます。

鈴木道路課長。

○鈴木教之道路課長 柴田委員からの御質問への私の回答の中で、交付税の増額が見込めますという御回答をしたんですけれども、訂正させていただきます。「基準財政需要額に算入が見込めます」という形に改めさせていただきます。

以上です。

○秋谷公臣委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 確認しますが、基準財政需要額に算定されるというのは、該当年度1年だけですか。それとも引き取った以上はずっと算定してもらえるんでしょうか。

○秋谷公臣委員長 鈴木道路課長。

○鈴木教之道路課長 今年度認定されますと、6年度以降継続されます。

以上です。

○秋谷公臣委員長 もう一度伺います。ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○秋谷公臣委員長 質疑はないものと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。賛否を表明した後に理由を述べてください。

初めに、反対討論はございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○秋谷公臣委員長 次に、賛成討論はございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○秋谷公臣委員長 討論はないものと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第14号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○秋谷公臣委員長 起立多数です。

したがって、当常任委員会に付託された議案第14号は原案のとおり可決されました。

ここで補正に入る前に休憩をいたします。再開は10時55分。

以上です。

休憩 午前10時44分

再開 午前10時55分

○秋谷公臣委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(3) 議案第15号 令和4年度白井市一般会計補正予算(第12号)のうち都市経済常任委員会が所掌する科目について

○秋谷公臣委員長 日程第3、議案第15号 令和4年度白井市一般会計補正予算(第12号)のうち都市経済常任委員会が所掌する科目についてを議題といたします。

議案内容については、既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

なお、本会議での議案質疑と重複した質疑及び資料に対する質疑は行わないようお願いいたします。

質疑については、歳出から歳入の順に一問一答形式でお願いいたします。

最初に、歳出について質疑を行います。18ページから29ページまでありますけれども、分けて質疑を行います。

最初に18ページ、2款1項9目地域振興費についてを行います。

質疑のある方はお願いいたします。

〔「なし」と言う者あり〕

○秋谷公臣委員長 ないものと認めます。

次に、25ページから26ページ、4款1項5目公害対策費についてを質疑いたします。ございますか。血脇委員。

○血脇敏行委員 公害対策費なんですけれども、減額が151万7,000円ということで、これは公害対策に要する経費、それから水質調査、地下水汚染対策事業ということで、委託が4つなんですけれども、これは市の計画どおりに行ってこの減額になったということかどうか、そこだけ確認させてください。

○秋谷公臣委員長 竹田環境課長。

○竹田忠夫環境課長 お答えいたします。計画どおりに行ったもので、入札による執行残でございます。

以上です。

○秋谷公臣委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○秋谷公臣委員長 次に進みます。次に、26ページ、4款2項1目清掃総務費について質疑をいたします。ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○秋谷公臣委員長 次に進みます。27ページ、5款農林水産業費、これについて質疑をいたします。竹内委員。

○竹内陽子委員 27ページ、5款1項3目の説明の9番、経営改善支援事業、このあたりは今なしの問題でいろいろ若手に農業に目覚めてもらおうとか、あるいは外部の人がこの白井の農地を利用して営農に励もうという、そういう人たちを振興していかなきゃいけない、あるいは見つけていかなきゃいけないというときに、これだけの金額が余ってしまったという実態はどういうことだったんでしょうか。

○秋谷公臣委員長 金井産業振興課長。

○金井 勉産業振興課長 お答えします。18節の負担金、補助金の項目の補正になりますけれども、1つは、農業研究会事業の補助金、こちらは年度当初休止した組合が2組合ありまして、そこに充てた補助金、こちらが必要なくなったので、減額の補正をしております。次の輝け！ちばの園芸次世代産地整備支援事業補助金ですが、こちらは補助申請者の人数と補助申請額が確定しましたので、不要になった額をマイナスで補正しているところです。

補正の内容については以上です。

○秋谷公臣委員長 竹内委員。

○竹内陽子委員 今2つの目標を持った団体に支援をしていると言うんですが、ここで減額になっておりますけれども、1つのほうが頑張ろうと思ったら、そちらに回すとか、そういうことで、とにか

く農業振興に頑張ってもらおうという、そういう考え方というのは課としての判断は難しいんですか。

○秋谷公臣委員長 金井産業振興課長。

○金井 勉産業振興課長 お答えします。農業研究会につきましては、年度当初総会を開きまして各団体への補助金の予算額はそこで確定しております。ですので、その枠内で各支部、各組合ですか。農業研究会に所属しています組合は、その金額で事業を実施しております。年度当初、先ほどの繰返しになりますけれども、2組休止という組合が出ましたので、その分については補正させていただいておるところです。

次、輝け！ちばにつきましては、こちらは団体というよりも農業者個人への補助になりますので、もう少し詳しく御説明しますと、予算の申請時農家は7軒、予算の計上はしております。その今度実績にいけますけれども、そのうち3軒の方が取下げされております。実績は4軒、それと令和3年度に事故繰を1軒していますので、そちらを追加しまして、実際に当該年度5軒の農家の方に補助金を出しているんですけれども、そこで確定しましたので、予算金額から差し引いて324万2,000円が減額になったということでございます。

以上です。

○秋谷公臣委員長 竹内委員。

○竹内陽子委員 事情は分かりました。そういう中で農業振興ということを考えてときに、この辺は課長としては、本人が取り下げれるんですから仕方がないというような結果にはなっていますけれども、その辺をどういう形で指導し、農業振興に努められたんでしょうか。

○秋谷公臣委員長 金井産業振興課長。

○金井 勉産業振興課長 輝け！ちばにつきましては、県補助に市の補助金を上乘せしている事業ですので、補助金ですので、ルールがありますので、ルールどおりの形の支出ということになります。取り下げた理由を全ての方から聞いているわけではありませんけれども、一応何人かの話を聞きますと、機械の代金が、当初見込んでいたのよりもかなり今は資材不足で上がっているような状況です。ルール上は2分の1の補助になりますので、2分の1は自己負担になりますので、総事業費が上がると当然自己負担分も上がってきますので、それで取りやめたという方が何軒かいらっしゃるようです。

以上です。

○秋谷公臣委員長 ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○秋谷公臣委員長 なければ、次、同じページの下段、6款商工費について質疑をいたします。

質疑はございますか。

柴田委員。

○柴田圭子委員 企業誘致推進事業のところですけども、どちらも減額になっているんですけど

も、内訳をお願いします。

○秋谷公臣委員長 金井産業振興課長。

○金井 勉産業振興課長 内訳といいますと、予算と比べて対象者の数とか、そういうことでよろしいですかね。そうしましたら、お答えします。企業立地奨励金は、予算の際は9社見込んでいまして、実績も9社です。商業施設等立地奨励金は、予算の際は1社見込んでいまして、実績も1社になります。

以上です。

○秋谷公臣委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 該当者数が同じだけれども、減額をしたということは、業績が当初見込みよりも下がったということになるのでしょうか。

○秋谷公臣委員長 金井産業振興課長。

○金井 勉産業振興課長 お答えします。令和4年度新規の事業者につきましては、前年度の課税見込みで予算は計上しております。企業立地奨励金は、4年度は3社新規の事業者がありました。商業施設等立地奨励金の1社は、令和4年度は新規になります。翌年度課税課で課税しまして課税額が確定しましたので、それで補助額が確定しましたので、不用額はマイナスの補正をしているというところでは。

以上です。

○秋谷公臣委員長 ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○秋谷公臣委員長 次に進みます。28ページから29ページ上段にわたって7款土木費について質疑を行います。

質疑はございますか。

竹内委員。

○竹内陽子委員 7款2項1目、ここの工業団地アクセス道路の整備事業というのがマイナスになりました。この理由というのはどういふことですか。まずそこを第一に教えていただきたいと思います。

ごめんなさい。一般財源になったんですね。その理由を教えてください。

○秋谷公臣委員長 鈴木道路課長。

○鈴木教之道路課長 お答えいたします。社会資本整備総合交付金の内示額が当初予算を下回ったため、歳出の財源内訳については、国・県支出金の141万9,000円減となりますが、財政部局と協議して令和4年度事業内容を実施していくために、不足する額を一般財源から充当しております。

以上です。

○秋谷公臣委員長 竹内委員。

○竹内陽子委員 このように至ったというのは何が根拠だったんですか。アクセス道路というのは多

難なようなんですけれども、ここでこれだけ一般財源で出して進むということは、ここにどういう要因があったんでしょうか。

○秋谷公臣委員長 鈴木道路課長。

○鈴木教之道路課長 工業団地アクセス道路事業につきましては、市の重点戦略事業でございますので、財政部局と協議して、補助金の内示が割れても今年度事業の内容を進めていくという協議をしまして、内示割れした分を一般財源に繰り入れていただいております。それをもって、もともとの予算額をもって工事執行している次第でございます。

以上です。

○秋谷公臣委員長 竹内委員。

○竹内陽子委員 それはこの内容ですけれども、そんなに予定しているよりも多難で、一般財源を使っても進むような状況というのは、今後も考えられることなんじゃないでしょうか。

○秋谷公臣委員長 鈴木道路課長。

○鈴木教之道路課長 あくまでも国の補助金の内示見合いによるものでございまして、財政部局と今後もまた協議して、市の重点戦略事業ということで、いち早くアクセス道路の完成に向け、供用開始に向け、市の取組としてお話しした中で、そういう場合は一般財源を繰り入れてもやっていくということでお話はしております。

以上です。

○秋谷公臣委員長 ほかに質疑はございますか。

柴田委員。

○柴田圭子委員 その下の橋梁維持費なんですけれども、これは当初予算が9,400万円だったんですよ。それで6月補正で4,300万円ついて、1億1,796万2,000円という金額になっているんですけれども、大きくつけた割には減額をしているということになります。さらに言えば、国・県支出金とか地方債は減額しているんだけど、一般財源はプラスになっているという状況なので、この経過と、結局最終的にどういう形で落ち着いたのかの説明をお願いします。

○秋谷公臣委員長 鈴木道路課長。

○鈴木教之道路課長 お答えいたします。まず、委員のおっしゃるとおり、令和4年第2回定例会にて、橋梁維持費につきましては、令和3年度から実施している橋梁修繕工事（R3-1）の設計変更に伴い工事費の不足分として補正額2,200万円の増、及び令和4年度に実施する橋梁修繕工事（R4）の設計精査による工事費の不足分として補正額2,100万円の増、合わせて補正額4,300万円の増を計上させていただき、工事費の支払い及び工事の執行を行ってまいりました。今回減額補正する主な理由としまして、令和3年度分の補正額2,200万円に対しましては、そのうち橋梁修繕工事（R3-1）の設計変更に伴う支払額は、1,523万3,000円でありました。残りについては不用額となります。

主な要因としては、大きいところでは、補正要求時に日本国内において令和4年4月1日を基準日

にし、それ以降の残工事費に対し労務単価等の設計単価変更前と設計単価変更後を比べ、1%を超える分の契約金額の変更として約300万円のインフレスライドの費用を見込んでおりましたが、工事費を精査した結果、1%を超えないため、受注者と協議の上インフレスライドによる増額が発生しないこととなりました。

また、不用額として減額する理由としましては、令和4年度の橋梁修繕工事（R4）の執行につきましては、入札参加者を募るため、電気工事として橋梁修繕工事（R4-1）、それと土木一式工事として橋梁修繕工事（R4-2）に分けて執行してございまして、橋梁修繕工事（R4-1）の落札率が22.71%であったことから、請負差金により橋梁修繕工事全体で当初予算に対して執行残が3,056万5,000円でありました。このことにより、今後令和4年度の橋梁修繕工事（R4-1）及び（R4-2）の設計変更に対応する費用として、この執行残で賄えるため、増額補正してはいたしましたが、2,100万円につきましては減額補正し、繰越工事での設計変更による支払い後の残額分と合わせますと、2,776万7,000円の減額となります。それと財源の内訳については、当課では分かりかねますので、財政部局で確認をお願いしたいと思います。

以上です。

○秋谷公臣委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 2つの令和3年度の橋梁の工事の設計変更と令和4年度今年度の設計の精査をした、令和4年度については、電気関係をR4-1、それから別のものを、工事のほうかな、R4-2と分けてやって、それぞれに入札をかけたら、電気のほうが22.7%で、かなりの落札率なんですけれども、これのおかげで契約全体の金額が抑えられて、執行残という形になったということの理解でよろしいでしょうか。

○秋谷公臣委員長 鈴木道路課長。

○鈴木教之道路課長 今回2,776万7,000円の内訳としましては、大きいところで令和4年度の執行で補正させていただいた2,100万円が、請負差金が大幅に出ましたので、予算内で変更等が生じた場合は対応ができるという判断の下、第2回補正をさせていただきました補正額2,100万円については、今回不用額として減額するものでございます。

以上です。

○秋谷公臣委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 理由は分かったんですけども、22.7%という落札率で、工事というか、内容が担保されるのだろうか、最低制限価格は設けなかったのだろうか、そこだけ確認したいんですけども、どうでしょうか。

○秋谷公臣委員長 鈴木道路課長。

○鈴木教之道路課長 実際金額は大分低く落札されましたので、内容的には入札された業者さんと内訳書を確認して、内容を確認した上問題ないという判断になっております。

以上です。

○秋谷公臣委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 内容確認されたことは分かりました。参考までに、予定価格が幾らで、落札して契約した価格が幾らになったのかをお知らせください。

○秋谷公臣委員長 鈴木道路課長。

○鈴木教之道路課長 お答えします。予定価格が4,262万5,000円、最低制限価格は設定しておりません。

以上です。

○秋谷公臣委員長 ほかに質疑はございますか。

竹内委員。

○竹内陽子委員 土木費の中の1番の道路維持費の説明を見ますと、道路修繕工事とあるんですが、これは例えば歩道の街路樹によって、根切りが十分できていなくて、非常に盛り上がっていて、超高齢化時代に突入するときに非常に危ないという声がいろいろ聞こえてくるんですが、そういったところの工事はこれには含まれているんでしょうか。

○秋谷公臣委員長 鈴木道路課長。

○鈴木教之道路課長 含まれておりません。

以上です。

○秋谷公臣委員長 竹内委員。

○竹内陽子委員 そういったところをあくまでも、メインの道路と歩道をパトロールをした中で、そういった問題は修繕はしていませんと言いますが、市民にとっては非常に大事なことなんですけれども、これは入っていませんということで、そのまま歩道のそういう問題というのは放っておくんですか。どうなんですか。

○秋谷公臣委員長 鈴木道路課長。

○鈴木教之道路課長 今こちらの補正予算書に記載されています道路修繕工事の内容というか、設けているところというのは、国の令和4年度第2次補正予算を受けまして、道路修繕工事、来年度令和5年度に見込んでおりました、これは補助事業で6路線あるんですけれども、そのうち3路線分を今回こちらの単独費も含めて1億1,303万円を計上しているところでございます。

以上です。

○秋谷公臣委員長 竹内委員。

○竹内陽子委員 あくまでもメインの道路の補修ということ、そういうことで認識しておけばよろしいですね。

○秋谷公臣委員長 鈴木道路課長。

○鈴木教之道路課長 補助対象事業となるこちらに記載されている金額的には、補助対象事業となる

ところの道路を修繕する箇所でございます。

以上です。

○秋谷公臣委員長 竹内委員。

○竹内陽子委員 ちなみに、ついでだから伺っておきますけれども、そういった市民の安心安全というところで、歩道の部分のそういうものは対象にならないのでしょうか。

○秋谷公臣委員長 鈴木道路課長。

○鈴木教之道路課長 歩道等の整備につきましては、国・県補助の対象ではなくて、市の一般財源で対応しているところでございます。

○秋谷公臣委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 今のところです。市道維持修繕事業で1億1,300万円、これは補正の説明で前倒しで国の予算がついたから、ここでつけて繰越明許にするという話の路線だと思うんですけども、具体的にどういう路線になりますか。そして悪いけれども、国・県から幾らついて、ここに出ていますね。4,590万円、起債が6,740万円、そして一般財源24万5,000円、これで進めるということよろしいでしょうか。そこの確認をお願いします。

○秋谷公臣委員長 鈴木道路課長。

○鈴木教之道路課長 お答えいたします。該当する路線につきましては、来年度舗装修繕工事を補助事業でやるところの6路線のうち3路線になります。3路線について申し上げますと、1路線目は中地先市道00-001号線、詳細な場所としましては、松屋の白井工業団地ガソリンスタンドから北側付近の約420メートル、2路線目として、河原子地先市道00-005号線、オーベクス株式会社千葉事業所から東側のY字交差点付近の約300メートル、それと3路線目としては、根地先市道00-009号線、西白井停車場線清水口三丁目地先のセブンイレブン交差点から西側付近の約180メートルとなります。

あと財源内訳については、こちらの財源どおり実施していく考えであります。

以上です。

○秋谷公臣委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 3路線に交付金がついたから前倒しでやるということで、これはこの交付金がつかなければ次年度予算で行ったものですよね。ということは、予算のいろんな資料を頂きますけれども、この3つの路線については、次年度事業としての掲載があるのでしょうか。それともどういう扱いになるんですか。

○秋谷公臣委員長 鈴木道路課長。

○鈴木教之道路課長 お答えします。こちらの3路線については、補正して繰越しする路線でございます。資料には記載は出てこない状況であります。

以上です。

○秋谷公臣委員長 ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○秋谷公臣委員長 これでは歳出についての質疑を終わります。

次に、歳入についての質疑を行います。14ページ、15款2項4目と16款2項2目、これは14ページにありますので、そこで質疑を行いたいと思います。土木費の国庫補助金と衛生費の県補助金、この2点です。ありますか。

柴田委員。

○柴田圭子委員 土木費の国庫補助金のうちの4,400万円が、今話の出た道路を前倒しで整備するものの交付金の一部ということになるのでしょうか。

○秋谷公臣委員長 鈴木道路課長。

○鈴木教之道路課長 4,407万6,000円、これの内訳を申し上げたいと思います。1つは、市道00-136号線工業団地アクセス道路整備事業に伴う交付金内示額が当初予算を下回ったため、141万9,000円減額しております。もう一つは、委員のおっしゃるとおり、国の令和4年度第2次補正予算により防災・安全社会資本整備交付金の追加内示を受けたことにより、舗装修繕工事費として4,549万5,000円増額しておりますので、合わせますと4,407万6,000円の増額となっております。

以上です。

○秋谷公臣委員長 ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○秋谷公臣委員長 なければ、次に7ページ、第2表、繰越明許費補正について質疑を行います。5款1項と7款2項、7款2項には道路修繕ののり面の修繕工事と、この3点について質疑を行います。

質疑はございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○秋谷公臣委員長 なければ、次に8ページ、第3表、債務負担行為補正について質疑を行います。

質疑はございますか。

竹内委員。

○竹内陽子委員 7ページに戻っていいのでしょうか。債務負担行為です。

○秋谷公臣委員長 じゃ、ここだけ特別に、7ページ。

○竹内陽子委員 土木の繰越明許で、道路橋梁費の下のところ、道路ののり面改修工事というのがあるんですけども、これはどこの部分でしたか。

○秋谷公臣委員長 鈴木道路課長。

○鈴木教之道路課長 お答えいたします。白井工業団地の日弘ビックスのある西側の市道に面したのり面の箇所になります。

○秋谷公臣委員長 竹内委員。

○竹内陽子委員 これは前から大変なところだったと思うんですが、これは繰越明許でどれぐらい工

事というのは続いていくんですか。

○秋谷公臣委員長 鈴木道路課長。

○鈴木教之道路課長 工事の進捗的なもの、2月末現在でお答えしたいと思うんですけれども、のり面改修では、のり面の表面の処理として多段積かご工を設置いたしますけれども、その土台となる基礎部の施工の完了を確認しているところでございます。その後、崩れたところののり面の処理として多段積かご工を設置していきます。予定工程では92%を見込んでおりましたけれども、実工程では72.7%の進捗でございます。

以上です。

○秋谷公臣委員長 竹内委員。

○竹内陽子委員 繰越明許でこの金額が書いてありますけれども、じゃ、それは来年度には完了を目途としているんですか、来年度。

○秋谷公臣委員長 鈴木道路課長。

○鈴木教之道路課長 今年度内に完成が見込めなかったというのがあります。理由としては、コロナウイルス感染症の関係で基礎杭の資材の調達に時間を要したということで、先ほどの実工程の進捗率も伸び悩んでいるところでございます。今回1億5,000万円の金額については、請負金額にプラス、現場で増額工事となったところが何か所かありますので、その費用を見込んだ上で令和5年度中、もちろん令和5年度に完成を見込めるものと捉えております。

以上です。

○秋谷公臣委員長 竹内委員。

○竹内陽子委員 今非常に工賃が上がっていますけれども、この見込みで大丈夫なんでしょうか。

○秋谷公臣委員長 鈴木道路課長。

○鈴木教之道路課長 心配していた労務単価とかの今後の上昇ということですが、大幅に工事の中である程度は費用を見込んだ形で、今回補正額として提示させていただいております。

以上です。

○秋谷公臣委員長 ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○秋谷公臣委員長 なければ次に進みます。8ページ、第3表、債務負担行為補正、ここについて質疑を行います。

質疑がございましたらお願いします。

柴田委員。

○柴田圭子委員 これは理由として、バスの納車が令和4年度中に間に合わなかったから1年債務負担行為を延ばすんだという説明だったと思いますけれども、それでよろしいですね。まず確認したいんですけれども。

○秋谷公臣委員長 小島都市計画課長。

○小島健太郎都市計画課長 お答えします。委員おっしゃるとおりの理由でございます。

○秋谷公臣委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 ということは、少なくとも令和9年度まではコミュニティバスなし号は、あの大きさで使い続けるという約束ということですよ。

○秋谷公臣委員長 小島都市計画課長。

○小島健太郎都市計画課長 お答えします。コミュニティバスの運行委託につきましては、令和4年度から6年間の債務負担行為を設定しておりまして、令和4年度中に新規のバス車両を納入し、令和5年4月から新規車両での運行を行うこととしていたところですが、しかしながら、製造メーカーの不正等がございまして、現在出荷製造が停止されておりますので、債務負担行為を1年間期間を延長しまして、令和6年度1月から新規車両での運行を見込んでおりますところでございます。

以上です。

○秋谷公臣委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 バスの需要がとても不足しているというのは知っています。また、なかなか入庫が見込めない状況の中で、令和6年1月からは運行開始ができるだろうという見通しで、そうするとそこから6年間ということではなく、今のバスの運行をそのまま引き続いて今のバスを使ってやるから、契約年度はそこからそんなに延ばさなくてもいいということになるんですか。要はコミュニティバスの運行事業という債務負担行為なのに、何でバスの納車と合わせなきゃいけないのかなと、ちょっと不思議だったので、そのところ。納車と運行事業は切り離して考えるべきなのか、納車した時点で運行事業もセットで開始するものなのか、その確認をしたいんですけども。

○秋谷公臣委員長 小島都市計画課長。

○小島健太郎都市計画課長 お答えします。本契約につきましては、納車されたところから運行を開始するようとなっております。それまでの1月を今想定しておりますので、1月までの9か月間につきましては、現行のバス車両を使っての委託契約を結んで運行をしていきたいと考えているところです。

以上です。

○秋谷公臣委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 ここについては分かりました。そうしたら来年1月、バスが来るまでの間は現行の委託を更改してやるということになるんですか。

○秋谷公臣委員長 小島都市計画課長。

○小島健太郎都市計画課長 お答えします。現行のバス車両を使って運行委託していくような契約を新たに結んでというような形で考えております。

以上です。

○秋谷公臣委員長 ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○秋谷公臣委員長 質疑はないものと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、反対討論はございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○秋谷公臣委員長 次に、賛成討論はございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○秋谷公臣委員長 討論はないものと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第15号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○秋谷公臣委員長 起立全員であります。

したがって、当常任委員会に付託された議案第15号は原案のとおり可決されました。

(4) 閉会中の継続審査について

○秋谷公臣委員長 日程第4、閉会中の継続審査についてを議題といたします。

当常任委員会にかかる所管事業につきましては、閉会中の継続の調査の申出をいたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○秋谷公臣委員長 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

よって、都市経済常任委員会を閉会いたします。

本日はお疲れさまでした。

閉会 午前11時38分